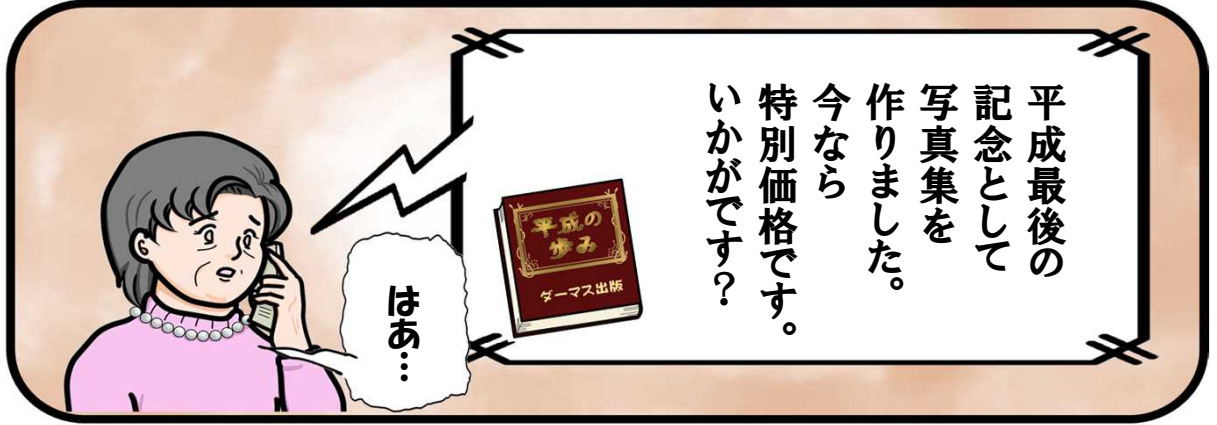




改元に伴った悪質商法にご注意！の巻

※改元とは新しい元号に変わる事です



見守りポイント

- ◎このような勧誘電話は、高齢者に多くかかってきます。
- ◎写真集だけでなく、高額な掛け軸やカレンダーなどの購入を勧められることもあります。
- ◎他にも手紙や電話で金融機関をかたり「改元に伴いキャッシュカードの変更が必要」という詐欺の手口も確認されています。

対処方法

- ◆勧誘の電話がかかってきても、不要であればきっぱり断りましょう。
- ◆電話での勧誘を断りきれず契約しても8日以内ならクーリング・オフができます。
- ◆申し込んでいないのに商品が送られてきた場合は、受取拒否をして、どこから送ってきたのか(会社名・住所・電話番号)をメモして、消費生活センターに相談しましょう。

和歌山県消費生活センター

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

073-433-1551

和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027

田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

0739-24-0999

※消費者ホットライン ☎188 でもお近くの相談窓口につながります。